

令和6年度事業報告

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

概況

令和6年度における一般社団法人日本血液製剤協会（以下「血協」という。）の会員動向については、新たに Meiji Seika ファルマ株式会社から入会申し込みがあり、令和7年3月6日の理事会において正会員として入会が承認された。ただし、入会は令和7年4月1日となるため、令和6年度末における会員数は、正会員5名、賛助会員1名に変動はない。

役員の変動については、石川隆英理事長が令和6年6月6日の定時社員総会終結をもって辞任し、同定時社員総会で中西英夫氏が理事に選任され、引き続き開催された臨時理事会で中西英夫理事が新たに理事長に選出された。また、塩入将介常任理事が令和7年2月28日付けで辞任し、3月21日の臨時社員総会で大山尚貢氏が理事に選任され、引き続き開催した臨時理事会で大山尚貢理事が新たに常任理事に選出された。

令和6年度における活動については、事業計画に沿って以下のとおり実施した。

広報関係では、血液製剤に係る正しい知識の普及啓発を図る観点から、血協ホームページにおける掲載内容の充実・更新を進めているところであり、昨年度から検討を進めてきた用語集、アンチトロンビン製剤、血友病製剤の種類等に係る情報の最新化を図り、7月に更新版を掲載した。なお、アンチトロンビン製剤に係る情報更新に当たっては、新潟県立加茂病院名誉院長高橋芳右先生に監修いただいた。

コンプライアンス関係では、血協が幹事として血協会員企業のみならず、血液製剤産業に携わる企業を構成員として、血液製剤産業が一体となってコンプライアンス体制を一層推進するために策定した「血液製剤産業コンプライアンス・プログラム・ガイドライン」の遵守状況について、血協会員企業はもとより、全構成員における令和6年度コンプライアンス遵守に向けた各社の取組状況を確認した。

薬価関係では、令和7年度薬価中間年改定が、日本製薬団体連合会（日薬連）等による実施見送りの主張にかかわらず、中間年改定が行われた。また、不採算再算定では、過去2回の薬価改定では多くの品目を対象として実施されたが、今回は対象品目を医療上必要性が特に高い品目（基礎的医薬品等）に限定して臨

時・特例的に実施され、血漿分画製剤でも複数の品目が適用となり引上げが行われた。なお、血協では前年度と同様に、不採算の状況が会員企業で共通しているアルブミン製剤に関し、当該製剤を用いた治療において影響のある複数の学会に対して、当該製剤の医療上の必要性や継続供給を求める要望書の提出依頼を行った。いずれの学会も賛同いただき、厚生労働省に対しアルブミン製剤の継続供給を求める要望書が提出された。その効果もあり、アルブミン製剤のいくつかの品目が不採算品再算定の適用となり、薬価が引き上げられた。

また、令和 8 年度薬価制度改革に向けた対応として、令和 7 年度に中央社会保険医療審議会（中医協）薬価制度部会の審議・検討過程において、通常、日薬連から意見表明が行われる機会が設けられるため、日薬連に対し意見表明に盛り込んで欲しい事項の検討を行い、血協としての要望事項を令和 7 年 3 月に日薬連に提出した。

このほか、令和 6 年度経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）における血漿分画製剤に係る更なる記載に向けた活動として、関係する国会議員に対し、血漿分画製剤に関する現状への理解とともに、持続可能な安定供給体制の構築等に向けた要望活動を行った。これら活動により、骨太方針には、「小中学校段階での献血推進活動など献血への理解を深めるとともに、輸血用血液製剤及びグロブリン製剤、フィブリノゲン製剤等血しょう分画製剤の国内自給、安定的な確保及び適正な使用の推進を図る。」の文言が本文に記載された。

加えて、自民党議員有志による「免疫グロブリン製剤の国内自給・安定供給の課題に向けた勉強会（事務局：橋本岳衆議院議員）」が 8 月に 2 回開催された。当該勉強会は、需要増に伴い増産が必要な状況にある免疫グロブリン製剤について、採算性が低く増産に向けた設備投資が難しいことから増産できず、輸入に頼らざるをえない現状を改善するため、国庫予算を確保し国内増産基盤を整備することを目的として開催されたものである。勉強会には、血協、厚生労働省医薬局血液対策課及び関係する学会が招かれ意見交換が行われた。血協からは、持続可能な安定供給体制を構築するための課題と改善に必要な要望等を説明し、出席議員からは、国内生産体制整備に向けた予算の増額確保が必要との意見が集約された。

これら動きもあり、厚生労働省では、需要が増加し安定供給に不安が生じている免疫グロブリン製剤の国内生産体制を強化するため、令和 6 年度補正予算において、「血漿分画製剤生産体制整備事業」13.2 億円が新規計上された。同事業は、国内事業者に対し、製造能力の維持・増産に必要な経費の 1/2 を補助するものであり、これまで血漿分画製剤製造設備を支援する事業はなかったことから大きな一歩である。なお、持続可能な安定供給体制を確保するためには、国内事業者の老朽化した工場設備等に対する継続的な支援が必要であることから、今

後も継続的な支援獲得に向け活動を進めていきたいと考えている。

このほか、厚生労働省では医療用医薬品の安定供給確保に向け更なる取り組みを進めるため、安定確保医薬品の見直しに向けた検討を「医療用医薬品の安定確保策に関する関係者会議(安定確保会議)」で進めている。安定確保医薬品は、国民の生命を守るため、切れ目のない医療供給において必要であり、安定確保について特に配慮が必要とされる医薬品と定義されているが、血液製剤は一般の医療用医薬品とは生産や流通などの性質等が異なるとして、これまで安定確保医薬品の対象外とされている。血液製剤は医療上必要不可欠であり安定確保が求められる医薬品であることから、安定確保医薬品の見直しに当たっては、血液製剤を選定対象に含めるよう、理事長名による要望書を10月31日付けで厚生労働省医政局医薬品産業振興・医療情報企画課長あてに提出した。

このような働きかけもあり、厚生労働省では、今回の選定品目見直しに当たっては、血液製剤を除外せず全ての医薬品を選定対象とした上で、日本医学会傘下の学会に対し、候補品目提案を依頼し、学会から提出された候補品目を基に、選定及びカテゴリ分類をすることとなった。このため、血協では、血液製剤に関連する学会に対し、血漿分画製剤を候補品目に記載いただけるよう活動を行った。なお、安定確保会議における具体的な品目選定は令和7年度において行われるため、血漿分画製剤が選定されることを期待している。

加えて、厚生労働省では更なる流通改善を図るため、「医療用医薬品の流通改善に関するガイドライン(流通改善ガイドライン)」を令和6年3月に改訂し、特に医療上必要性の高い医薬品として、血液製剤等については、価格交渉の段階から通常取引とは「別枠」として、個々の医薬品の価値を踏まえた単品単価交渉を行うようする明記した。この改訂を踏まえ、血漿分画製剤の価値を踏まえた単品単価交渉を推進するため、4月に血協パンフレット「血漿分画製剤の安定供給に向けてー取引適正化のお願いー」の改訂版を作成し、血漿分画製剤の取引においては、改訂流通改善ガイドラインを踏まえ単品単価交渉による取引を行っていただくよう、会員各社において流通当事者に対し依頼を行った。

また、地球温暖化対策では、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、令和5年に策定した「日本血液製剤協会カーボンニュートラル行動計画」に基づき、会員企業のビジョン及び目標設定状況を確認した。全会員企業とも設定を完了しており、これら設定状況は7月にホームページに掲載した。

血協では、上記活動をはじめとして、事業計画に基づき様々な活動を行ったところである。協会の活動状況を以下に報告する。

会議開催状況

I. 総会、理事会、常任理事会の開催 開催数：14回

定時社員総会：1回、臨時社員総会：1回
理事会：6回、常任理事会：6回

1. 総会 開催数：2回

(1) 第67回定時社員総会

①日時、場所

開催日：令和6年6月6日（木）

場所：日本公衆衛生協会会議室

②議事内容

- 1) 令和5年度事業報告の承認の件
- 2) 令和5年度決算の承認の件
- 3) 役員（理事）の選任の件

(2) 臨時社員総会

①日時、場所

開催日：令和7年3月21日（金）

場所：日本公衆衛生協会会議室

②議事内容

- 1) 役員（理事）の選任の件
- 2) 役員報酬等支給規程改正の承認の件
- 3) 令和7年度事業計画の承認の件
- 4) 令和7年度会費負担の承認の件
- 5) 令和7年度予算の承認の件

2. 理事会・常任理事会 開催数：13回

(1) 開催日時、場所

①理事会：令和6年5月9日、6月6日、7月4日、10月10日、
12月5日、令和7年3月6日、3月21日

日本公衆衛生協会会議室、

KMバイオロジクス株式会社内会議室

②常任理事会：令和6年4月4日、6月20日、9月5日、11月7日、
令和7年1月9日、2月6日

日本公衆衛生協会会議室、日本血液製剤協会事務室

(2) 議事内容

予算・決算及び事業計画・事業報告等に関する当協会の根幹を形成する事項について審議を行うとともに、協会の活動方法等の重要事項や課題についてより深く幅広い検討を行った。

II. 事業の執行に関する事項

1. 各委員会

開催数：23回

(1) 座長会

開催数：0回

座長会は開催していないが、令和7年度事業計画及び予算作成において、各委員会の事業活動を反映させる必要があるため、令和7年1月に各委員会の座長に対して意見を聴取した。

(2) 広報委員会

開催数：1回

- ① 広報活動については、血液製剤に係る正しい知識の普及啓発を図る観点から、血協ホームページ(HP)の充実及び情報更新を中心に進めている。
- ② 前年度に更新内容の検討を進めていた用語集の更新、アンチトロンビン製剤への遺伝子組換え製品の反映、血友病製剤の種類等の更新については、最終確認を経て7月24日にHPの情報を更新した。なお、アンチトロンビン製剤に係る情報更新にあたっては、客観性及び適格性を確保するため、新潟県立加茂病院名誉院長高橋芳右先生に監修いただいている。
- ③ 本年度は、令和6年10月8日にWEB形式により委員会を開催し、HPアクセス状況の報告のほか、今年度のHP改訂内容の検討とともに、HPデザインのリニューアルについて検討を行った。

HPアクセス数は月平均15万アクセス数(PV数)あり幅広く活用されていることが推測される状況である。新たに検討するHP掲載情報の更新は、「関連疾患」とする方向で進めることとした。また、HPリニューアルについては、現在のHPデザインが既に20年程度経過した古いデザインであることから、基本構成は変えず全面リニューアルの方向で進めることとし、令和7年度に必要な予算を計上のうえ進めることとした。

- ④ 6月に産経新聞より、7月の「愛の血液助け合い運動月間」に合わせた活動として、「献血推進キャンペーン」の協賛依頼があり、昨年同様協会として協賛することし6月29日に東京版及び埼玉版の朝刊に掲載された。

(3) 薬価制度研究会

開催数：12回

- ① 本年度においては、令和6年4月18日、5月16日、6月13日、7月18日、8月22日、9月19日、10月11日、11月21日、12月19日、令和7年1月23日、2月20日及び3月19日にWEB併用形式により開催し、薬

価に関する活動等について検討した。なお、令和7年2月20日の開催は、血液事業検討委員会と合同会議として開催した。

② 令和7年度薬価改定に対する取組については、血漿分画製剤は、その製造特殊性や原料血漿価格の上昇等により依然として採算性が乏しい状況にあるため、不採算品再算定の申請が必要な製剤が多く発生しており、その中でもアルブミン製剤は、不採算の状況が会員企業において共通しているため、各企業が個別に対応するのではなく、血協としてまとめて対応することとし、当該製剤を用いた治療において影響のある3学会（一般社団法人日本肝臓学会、一般社団法人日本消化器病学会及び一般社団法人日本輸血・細胞治療学会）に対し、当該製剤の医療上の必要性とともに継続供給を求める要望書の提出依頼を行った。その結果、3学会とも賛同いただき、厚生労働省に対しアルブミン製剤の継続供給を求める要望書が提出された。その効果もあり、アルブミン製剤については、令和7年度薬価改定において、不採算品再算定の適用となり、いくつかの品目の薬価が引き上げられた。なお、アルブミン製剤以外の血漿分画製剤においても複数の品目で適用となり薬価引き上げが行われた。

③ 令和8年度薬価制度改革に向けた検討では、中央社会保険医療協議会（中医協）薬価専門部会で日本製薬団体連合会（日薬連）からの意見陳述が行われるため、日薬連に対し中医協での意見陳述に盛り込んで欲しい要望事項の検討を、年間を通じて継続的に行った。

検討を重ねた上で、日薬連に提出した要望事項は以下の6項目である。

【不採算品再算定制度について】

1. 薬価改定の有無によらず不採算品再算定の適用を毎年実施していただきたい。
2. 類似薬要件を廃止していただきたい。
3. 再算定時の引き上げ率に上限を設けず、原価計算に基づく希望薬価までの引き上げをお願いしたい。また、原価計算方式における営業利益率の上限について、設備投資が可能となる水準（例えば新薬と同等水準）まで引き上げていただきたい。
4. 過去に不採算品再算定が適用された製剤は、二回目以降の申請時は学会からの要望書を不要としていただきたい。

【基礎的医薬品制度について】

5. 類似薬効比較方式で薬価算定された新薬は、基礎的医薬品の要件である薬価収載からの年数において比較薬とした製剤の年数を含めて計算する運用としていただきたい。

【外国平均価格調整制度について】

6. 海外から輸入している製剤について、既記載品の外国平均価格調整による薬価の引上げを複数回適用可能とするなど柔軟な運用としていただきたい。

- ④ 薬価制度研究会では、このほか令和6年度骨太の方針への記載に向けた活動、安定確保医薬品の選定品目見直しに向けた活動、単品単価交渉による取引を推進するための活動等幅広く活動を実施するとともに、令和7年2月20日血液事業検討委員会と合同会議では、令和7年度骨太の方針に向けた要望活動の検討を行った。

なお、令和6年度骨太方針への記載に向けた活動、安定確保医薬品の選定品目見直しに向けた活動及び単品単価交渉による取引を推進するための活動に係る各活動内容については、別の事項に記載のとおりである。

(4) 技術委員会

開催数：2回

- ① 血液製剤は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）」に基づき、国家検定を受け合格したものでなければ販売できないことされている。国家検定を実施する機関は、これまで国立感染症研究所（感染研）が行ってきたが、令和7年4月1日からは、国立健康危機管理研究機構（JIHS）及び医薬品医療機器総合機構（PMDA）に移管することが決定している。国家検定業務が移管されるにあたり、厚生労働省と業界との間で齟齬等が発生しないよう、技術委員会においてこれらに係る検討及び対応を行った。
- ② 令和6年8月7日にWEB形式で技術委員会を開催し、国家検定制度を所管している厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課から、国家検定制度見直しに関する説明を受けるとともに質疑応答を行った。この段階では未決定な事項も多いとのことから、今後も業界の意見を聞きながら進めるとのことであった。
- ③ その後、厚生労働省から、血液製剤と同様に国家検定対象品目であるワクチンに係る業界団体である一般社団法人日本ワクチン産業協会と血協を対象とした説明会が、9月30日、10月24日及び12月13日と開催され、説明及び質疑応答が行われた。また、令和7年1月20日には、検定手数料に関する説明が行われた。
- ④ 血協では、これまでの説明会を踏まえ、論点等を整理するため、令和7年1月30日に技術委員会をWEB併用形式で開催し、疑問点の確認や質問事項の整理等を行い、取りまとめた質問事項を厚生労働省に提出した。その後、厚生労働省による移管前最後の説明会がPMDAや感染研も参加の上で2月19日に行われ、最新の検討状況の説明とともに、質疑応答が行わ

れた。また、厚生労働省から移管に伴い発出する必要がある通知類について、事前に内容の照会があり、確認を行った。

(5) くすり相談委員会 **開催数：4回**

- ① 四半期毎に開催することを基本とし、本年度においては、令和6年5月22日、8月30日、11月27日及び令和7年2月19日に、WEB併用形式により委員会を開催した。
- ② 日薬連安全性委員会くすり相談部会の「各加盟団体活動状況報告」及び「医薬品PLセンター報告」等を基に、情報交換及び相互研鑽を行った。
- ③ 医療機関に対する統一的な対応を図るため、問合せ対応事例をテーマとして、対応上の問題点等を討議のうえ対応をとりまとめ、これを会員間で共有した。

(6) 添付文書検討委員会 **開催数：1回**

本年度においては、令和7年2月3日にWEB形式にて開催し、静注用免疫グロブリン製剤における添付文書について、オーストラリア当局からの脳浮腫リスクを踏まえ添付文書改訂の必要性の検討を行った。その結果、1社のみが改訂を行う方向で進めることとなった。

(7) 血液事業検討委員会 **開催数：1回**

本年度においては、令和7年2月20日にWEB併用形式にて薬価制度研究会と合同開催し、令和7年度骨太の方針に向けた要望活動の検討を行った。令和7年度骨太の方針でも引き続き記載されるよう活動を行うことを確認した。

(8) 企業倫理委員会 **開催数：1回**

本年度においては、令和7年3月5日にWEB形式にて審査監督委員会と合同開催し、血協が幹事となり、血協会員企業のみならず血液製剤産業に携わる企業全体でコンプライアンスを徹底することを目的として策定した「血液製剤産業コンプライアンス・プログラム・ガイドライン」の遵守状況について、各社より「令和6年度コンプライアンス遵守に向けた取組報告」として遵守に向けた取組み状況の報告を行い、全社とも遵守していることを確認した。

血協会員を除く「血液製剤産業コンプライアンス推進会議」構成企業8社に対する当該ガイドライン遵守状況のフォローアップについても血協に対する報告を毎年度実施しており、遵守されていることを把握している。

(9) 審査監督委員会

開催数：1回

- ① 当該委員会は、審査監督委員会規程に基づき、血協コード・オブ・プラクティスに定める「医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドライン」に係る違反疑義事案の調査・審査や遵守状況の把握とともに必要な指導・助言等を行うことを目的としており、会員各社から独立性を有する第三者委員を含めた委員構成としている。

委員会運営においては、会員会社のコンプライアンス遵守状況を企業倫理委員会と合同で開催のうえ確認することとし、違反疑義事案発生により調査・審議が必要な場合は審査監督委員会として適宜開催することとしている。

- ② 本年度は、令和7年3月5日にWEB形式により企業倫理委員会との合同で開催し、会員会社による令和6年度のコンプライアンス遵守に向けた取り組み状況を確認した。

なお、違反疑義事案発生に伴う調査・審議等を行うことを目的とした開催については、事案の発生がなかったため開催しなかった。

(10) 危機対応委員会

開催数：0回

本年度は、会員各社において安定供給に影響が及ぶような災害等の発生がなかったため、委員会を招集しなかった。

なお、本委員会については、令和7年3月6日の理事会において、本委員会の目的である災害等における対応は、災害の規模、エリア、会員工場被災の有無や厚生労働省医薬局血液対策課から対応要請の有無等により、血協が担う役割は大きく異なることに鑑み、必要な都度、状況や血協に課せられた役割を踏まえた対策チームを臨時的に構築する方法が有効かつ機能的であるとして、常設委員会としての設置は本年度末をもって廃止することとした。

2. その他

(1) 令和6年度骨太方針への記載に向けた活動

令和5年度経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）では、初めて血液製剤に関する記載が次のようになされたところである。

- 献血への理解を深めるとともに、血液製剤²⁶³の国内自給、安定的な確保及び適正な使用の推進を図る。

※ 263 輸血用血液製剤及びグロブリン製剤、フィブリノゲン製剤等血漿分画製剤

令和6年度骨太の方針には、更なる記載に向け、関係する国会議員に対し血漿分画製剤に関する現状への理解とともに、持続可能な安定供給体制

の構築等に向け新たな記載を要望する活動を行った。その結果、課題等をご理解いただき、骨太の方針には昨年度の記載を上回る以下のとおり本文に記載された。

○献血への理解を深めるとともに、輸血用血液製剤及びグロブリン製剤、フィブリノゲン製剤等血しょう分画製剤の国内自給、安定的な確保及び適正な使用の推進を図る。

令和7年度骨太の方針でも引き続き記載されるよう活動を行う予定である。

(2) 自民党「血液製剤の国内自給・安定供給に向けた勉強会」への対応

自民党有志議員（事務局：橋本岳衆議院議員）による「免疫グロブリン製剤の国内自給・安定供給の課題に向けた勉強会」が設けられ、血協が勉強会に招かれ現状の説明等を行った。

勉強会の目的は、免疫グロブリン製剤は適応追加により需要が増加しているものの、採算性が低く増産に向けた設備投資が難しいため、需要に供給が追いつかず輸入に頼っている現状があることから、この状況を改善するため、国内事業者が施設整備を行えるよう、国庫予算を確保し国内増産基盤を整備するためとしている。

第1回勉強会は8月21日に開催され、厚生労働省医薬局血液対策課のほか、免疫グロブリン製剤の製造側の意見として血協が招かれ、意見交換が行われた。血協からは血漿分画製剤の現状と課題の説明とともに、血漿分画製剤の安定的な供給が可能となるよう薬価の引上げ、及び製造施設の維持拡大に向けた設備投資への継続的な支援を要望した。第2回勉強会は同月29日に開催され、血液対策課及び血協のほか、免疫グロブリン製剤の使用者側の意見として、日本小児科学会、日本川崎病学会及び日本小児循環器学会が招かれ、現状等の説明が行われた。また、血液対策課からは、令和7年度予算概算要求に新規計上した「血漿分画製剤生産体制整備事業（1.5億円）」の説明が行われた。

2回に渡る勉強会を踏まえ、出席議員からは、国内生産体制整備に向けた予算の増額確保が必要との意見が集約された。

なお、厚生労働省が令和7年度予算概算要求を行った「血漿分画製剤生産体制整備事業」については、その後、令和6年度補正予算に振り替えられ、予算額も13.2億円に増額された。当該予算は、需要が増加し安定供給に不安が生じている免疫グロブリン製剤の国内生産体制を強化するため、国内事業者に対し、製造能力の維持、増産に必要な経費の1/2を補助することにより、血漿分画製剤の維持と安定供給の確保を図ることを目

的とした事業であり、これまで血漿分画製剤製造設備に対する補助事業はなかったことから、大きな一歩である。

おって、血漿分画製剤は多段階の高度な精製工程を要するため専用の製造設備を必要とする特殊性があり、かつ国内事業者の工場は稼働から数十年経過しているが採算性の悪化により積極的な設備投資に踏み切れない状況にある。持続可能な安定供給体制を確保するためには、継続的な支援が必要であることから、今後も継続的な支援獲得に向け活動を進めていきたいと考えている。

(3) 安定確保医薬品の選定品目見直しに向けた活動

安定確保医薬品は、令和3年3月に「医療用医薬品の安定確保策に関する関係者会議（安定確保会議）」において、「国民の生命を守るため、切れ目のない医療供給において必要であり、安定確保について特に配慮が必要とされる医薬品」と定義したうえで対象品目を選定し、優先度に応じたカテゴリ分類のうえ、薬価や補助金等の優遇措置が行われている。しかしながら、血液製剤は検討過程において、一般の医療用医薬品とは生産や流通などの性質等が異なるとして、安定確保医薬品の対象外とされている。

厚生労働省では、医療用医薬品の安定供給体制確立に向けた検討が進められおり、安定確保医薬品についても品目選定及びカテゴリ分類の見直し等を実施するとしている。血液製剤は医療上必要不可欠で安定確保が求められる医薬品であるため、安定確保医薬品の見直しに当たっては、血液製剤を選定対象に含めるよう、理事長名による要望書を10月31日付けで厚生労働省医政局医薬品産業振興・医療情報企画課長あてに提出した。

このような働きかけもあり、厚生労働省では選定品目見直しに当たっては、血液製剤を除外せず全ての医薬品を選定対象とした上で、日本医学会傘下の学会に対し、候補品目提案を依頼し、学会から提出された候補品目を基に、選定及びカテゴリ分類をすることとなった。このため、血協では、血液製剤に関連する学会に対し、厚生労働省に提出する候補品目の選定に当たっては、血漿分画製剤を選定いただけるよう活動を行ったところである。

なお、安定確保会議における具体的な対象品目の選定及びカテゴリ分類は、令和7年度において行われる予定である。

(4) 単品単価交渉による取引を推進するための活動

厚生労働省では令和6年3月に更なる流通改善を図ることを目的として、「医療用医薬品の流通改善に関するガイドライン（流通改善ガイドラ

イン)」を改訂した。その中で、特に医療上必要性の高い医薬品として血液製剤等については、価格交渉の段階から通常取引とは「別枠」として、個々の医薬品の価値を踏まえた単品単価交渉を行うようする明記された。

これを踏まえ、血漿分画製剤の価値を踏まえた単品単価交渉を推進するため、4月に血協パンフレット「血漿分画製剤の安定供給に向けてー取引適正化のお願いー」の改訂版を作成し、血漿分画製剤の取引においては、改訂流通改善ガイドラインを踏まえ単品単価交渉による取引を推進するため、会員各社において流通当事者に対しパンフレットを用いた活動を実施した。

(5) 2050年カーボンニュートラル実現に向けた活動

政府における2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組みを踏まえ、日薬連では長期ビジョン及びフェーズⅡ目標を定めるとともに、血協を含む傘下の製薬団体に対して取組みを求めたところであり、血協においては、社会貢献活動を通じて持続可能な社会の実現に寄与する観点から、令和5年7月に「日本血液製剤協会カーボンニュートラル行動計画」を策定し、ホームページに掲載するとともに、会員企業における環境活動の推進を図っている。

本年度では、行動計画に基づき、会員企業におけるビジョン及び目標設定状況を確認したところ、全会員がこれらを設定済みであったことから、7月に血協HPにおいて、設定状況を公表した。

(参考)

○日本血液製剤協会カーボンニュートラル行動計画

1. 「2050年カーボンニュートラル」に向けたビジョン及び目標

①長期ビジョン

2050年CO₂排出量ネットゼロ

②フェーズⅡ目標（2030年目標）：

CO₂排出量を2030年度に2013年度比で、46%削減（研究所・工場・オフィス・営業車両）

2. 日本血液製剤協会会員企業へ「2050年カーボンニュートラル」に向けたビジョン及び目標設定を促します。

3. 目標設定を行った企業名を日本血液製剤協会ホームページに掲載します。

4. 日本血液製剤協会会員企業における再生可能エネルギー及び脱炭素技術の情報共有と導入促進を図ります。

以上